

居宅介護支援 契約書

様（以下「利用者」と略します。）と社会福祉法人長岡老人福祉協会
居宅介護支援センター与板（以下「事業者」と略します。）は、事業者が提供する指定居宅
介護支援について、以下のとおり契約を締結します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、介護保険法（平成9年法律第123号）その他関係法令及びこの契約書に
従い、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活
を営むことができるよう、利用者に対し適切な居宅サービス計画を作成し、かつ、居
宅サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者その他の事業者、関連機
関との連絡調整、その他便宜の提供を行います。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、以下のとおりとします。

令和 年 月 日～令和 年 月 日

ただし、契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護
認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間の満了日
までとします。

- 2 上記契約期間満了日までに利用者から契約更新しない旨の申し出がない場合、本契約
は自動的に更新されるものとします。

（居宅サービス計画の立案）

第3条 事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を担当者として指定し、居宅サービ
ス計画を作成します。

- 2 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たり、次に掲げる事項を遵守します。
 - 一 利用者の居宅を訪問した上で利用者及び利用者の家族に面接し、解決すべき課題の
把握に努めること。
 - 二 利用者又は利用者の家族に対し、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関す
るサービスの内容、利用料等の情報を、適正に提供すること。
 - 三 利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療
サービス又は福祉サービス等の利用も含めて居宅サービス計画に位置付けるよう努め
ること。
 - 四 利用者及び利用者の家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決
すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、サービ
ス提供上の留意事項等を明記した居宅サービス計画の原案を作成すること。
 - 五 前号の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否

かを区分した上で、当該原案の内容について利用者又は利用者の家族に説明し、利用者から文書による同意を得ること。

六 居宅サービス計画を作成した際は、遅滞なく利用者へ当該サービス計画を交付すること。

七 利用者が、医療サービスの利用を希望している場合、その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治医等の意見を求め、その指示がある場合には、これに従うこと。

（居宅サービス計画作成後の援助）

第4条 事業者は、居宅サービス計画の作成後、利用者及び利用者の家族と継続的に連絡をとり、利用者の実情や居宅サービス計画の実施状況等の把握を行います。

2 事業者は、利用者の解決すべき課題の変化が認められた場合等、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

3 事業者は、利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

（介護保険施設入所への支援）

第5条 事業者は、利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望した場合、利用者に適切な介護保険施設の紹介、その他必要な援助を行います。

（利用料）

第6条 指定居宅介護支援の提供に関する利用料は、契約書別紙（重要事項説明書）のとおりです。

（利用者の解約権）

第7条 利用者は、7日以上予告期間を設けることにより、事業者に対しいつでもこの契約の解約を申し出ることができます。この場合、予告期間満了日に契約は解約されます。

2 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず直ちに契約を解約することができます。

一 事業者が、正当な理由なく、介護保険法等関係法令及びこの契約書に定めた事項を遵守せずにサービスの提供を怠った場合。

二 事業者が、第11条に定める秘密保持義務に違反した場合。

三 事業者が、著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事由が認められる場合。

（事業者の解約権）

第8条 事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、文書により2週間以上の予告期間をもって、この契約を解約することができます。

- 一 利用者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達成することが著しく困難となった場合
 - 二 利用者が事業者の定める通常の事業の実施地域外へ転居し、事業者において指定居宅介護支援の提供が困難であると見込まれる場合
- 2 事業者は、前項によりこの契約を解約する場合には、必要に応じて利用者が住所を有する市町村等に連絡を取り、解約後も利用者の健康や生命に支障のないよう、必要な措置を講じます。

(契約の終了)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約は終了します。

- 一 第2条第2項に基づき、利用者から契約を更新しない旨の申し出があり、契約期間が満了した場合
- 二 第7条第1項に基づき、利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合
- 三 第7条第2項に基づき、利用者から解約の意思表示がなされた場合
- 四 第8条第1項に基づき、事業者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合
- 五 利用者が介護保険施設へ入所した場合
- 六 利用者が（介護予防）特定施設入居者生活介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護又は（介護予防）認知症対応型共同生活介護を受けることとなった場合
- 七 利用者の要介護状態区分が、自立あるいは要支援とされた場合
- 八 利用者が死亡した場合

(損害賠償)

第10条 事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者又は利用者の家族に損害を及ぼした場合には、速やかに損害を賠償します。

ただし、利用者又は利用者の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができます。

(秘密保持)

第11条 事業者及び事業者の従業員は、正当な理由がない限り、利用者に対する指定居宅介護支援の提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報を漏らしません。

- 2 事業者は、事業者の従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報を漏らすことがないよう必要な処置を講じます。
- 3 事業者は、利用者及び利用者の家族の個人情報について、利用者の居宅サービス計画

立案のためのサービス担当者会議並びに介護支援専門員と指定居宅サービス事業者等との連絡調整において必要な場合に限り、利用者及び利用者の家族の同意を得た上で必要最小限の範囲内で使用します。

- 4 第1項の規定にかかわらず、事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に定める通報を行うことができるものとし、その場合、事業者は、秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

（苦情処理）

- 第12条 利用者又は利用者の家族は、事業者が提供した指定居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する苦情がある場合には、「契約書別紙（兼重要事項説明書）」に記載された事業者の相談窓口及び関係機関に対して、いつでも苦情を申し出ることができます。
- 2 事業者は、利用者又は家族から苦情の申し出があった場合は、迅速かつ適切に対処することとし、必要に応じてサービスを点検し、関連機関との連絡調整を行います。
 - 3 事業者は、利用者が苦情の申出を行ったことを理由として、いかなる不利益な取扱いもいたしません。

（サービス内容等の記録の作成及び保存）

- 第13条 事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する書類を整備し、その完了の日から5年間保存します。
- 2 利用者及び利用者の後見人（後見人がいない時は利用者の家族を含む。）は、事業者に対し、いつでも前項の記録の閲覧及び複写を求めることができます。ただし、複写に際しては、事業者は利用者に対して、実費相当額を請求できるものとします。
 - 3 事業者は、契約の終了にあたって必要があると認められる場合は、利用者の同意を得た上で、利用者の指定する他の居宅介護支援事業者等へ、第1項の記録の写しを交付できるものとします。

（主治の医師等への情報提供）

- 第14条 事業者は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたとき、その他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身または生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得た上で、主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとします。

（契約外条項）

- 第15条 本契約に定めのない事項については、介護保険法その他関係法令の定めるところを尊重し、利用者及び事業者の協議により定めます。

契約書別紙（兼重要事項説明書）

利用者に対する指定居宅介護支援の提供開始にあたり、長岡市条例の規定に基づき、当事業者が説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 長岡老人福祉協会
主たる事務所の所在地	〒940-5406 長岡市浦3060番地
代表者（職名・氏名）	理事長 田宮 恵子
設立年月日	昭和46年10月1日
電話番号	0258-41-3150

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	居宅介護支援センター与板	
サービスの種類	居宅介護支援	
事業所の所在地	〒940-2402 長岡市与板町与板652番地1	
電話番号	0258-41-5301	
指定年月日・事業所番号	平成19年 3月 1日指定	1570202554
管理者の氏名	栳沢 美砂子	
通常の事業の実施地域	長岡市	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

- 利用者のお宅を訪問し、利用者の心身の状態を適切な方法により把握の上、利用者自身やご家族の希望を踏まえ、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- 利用者の居宅サービス計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、利用者とその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、利用者と事業者との双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。
- 指定居宅介護支援及び指定居宅サービス事業者等についての相談・苦情窓口となり、適切に対処します。
- 当事業者に対して、特定の指定居宅サービス事業者だけではなく、複数の指定居宅サービス事業者を紹介するよう求めることができます。
- 当事業者に対して、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由を求めることができます。
- 利用者の要介護（要支援）認定の申請についてお手伝いします。
- 利用者が介護保険施設に入所を希望される場合、その仲介をいたします。

5. 営業日時

営業日	毎週月曜から金曜日までとする。ただし国民の祝日、休日および年末年始（12月31日～1月3日）を除く。 休日であっても、緊急性の高い場合は必要に応じて相談業務を行う。
営業時間	午前8時半から午後5時まで ただし、営業時間外であっても緊急性の高い場合は、必要に応じて相談業務を行う。

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	員 数		
	常勤	非常勤	計
管理者	1人		1人
介護支援専門員	2人	1人	3人

※管理者と介護支援専門員は兼務とします。

7. 利用料

指定居宅介護支援を提供した際の利用料金の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、利用者の自己負担はありません。

ただし、保険料の滞納等により法定代理受領できない場合は、一旦、1か月当たりの料金をお支払いいただきます。

その場合、事業者は指定居宅介護支援提供証明書を発行いたしますので、後日、所在市町村窓口指定居宅介護支援提供証明書を提出しますと払い戻しを受けることができます。

(1) 居宅介護支援の利用料

【基本利用料】

取扱要件	利用料 (1か月あたり)		利用者負担金	
			法定代理 受領分	法定代理 受領分以外
居宅介護支援費（Ⅰ） 〈取扱件数が45件未満〉	要介護度1・2	10,860円	無 料	10,860円
	要介護度3・4・5	14,110円		14,110円
居宅介護支援費（Ⅱ） 〈取扱件数が45件以上60件未満〉	要介護度1・2	5,440円		5,440円
	要介護度3・4・5	7,040円		7,040円
居宅介護支援費（Ⅲ） 〈取扱件数が60件以上〉	要介護度1・2	3,260円		3,260円
	要介護度3・4・5	4,220円		4,220円

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】以下の要件を満たす場合、上記の基本利用料に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額
初回加算	新規あるいは要介護状態区分が2区分以上変更された利用者に対し指定居宅支援を提供した場合（1月につき）	3,000円
入院時情報 連携加算（Ⅰ）	利用者が入院した日のうちに、病院等の職員に対して必要な情報を提供した場合 *入院日以前の情報提供含む。営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む	2,500円

入院時情報 連携加算(Ⅱ)	利用者が入院した日の翌日または翌々日に病院等の職員に対して必要な情報を提供した場合＊。営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む	2,000円
通院時情報 連携加算	利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受けるときに同席し、医師等に対して必要な情報を提供するとともに、医師等から必要な情報を受けて居宅サービス計画に記録した場合（1月につき1回）	500円
退院・退所加算	病院や介護保険施設等からの退院・退所に当たって病院等の職員から必要な情報の提供を受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用調整を行った場合（入院又は入所期間中につき1回を限度）	
	【(Ⅰ)イ】 病院等の職員からの情報収集をカンファレンス以外の方法により1回行っている場合	4,500円
	【(Ⅰ)ロ】 病院等の職員からの情報収集をカンファレンスにより1回行っている場合	6,000円
	【(Ⅱ)イ】 病院等の職員からの情報収集をカンファレンス以外の方法により2回以上行っている場合	6,000円
	【(Ⅱ)ロ】 病院等の職員からの情報収集を2回行っている場合であって、うち1回以上がカンファレンスによる場合	7,500円
	【(Ⅲ)】 病院等の職員からの情報収集を3回以上行っている場合であって、うち1回以上がカンファレンスによる場合	9,000円
ターミナルケアマネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者または家族意向を把握した上で、在宅で死亡した利用者に対して、ターミナルケアマネジメントを行った場合（1月につき1回）	4,000円
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院等の求めにより、医師等と共に居宅を訪問してカンファレンスを行い、利用者に必要な居宅サービス等の利用調整を行った場合（1月に2回を限度）	2,000円

特定事業所 加算(Ⅰ)	常勤の主任介護支援専門員を配置し、質の高いサービスや研修を実施しているなど当事業所が厚生労働大臣の定める基準に適合する場合（ひと月につき）	5, 1 9 0 円
特定事業所 加算(Ⅱ)		4, 2 1 0 円
特定事業所 加算(Ⅲ)		3, 2 3 0 円
特定事業所 加算(A)		1, 1 4 0 円
特定事業所医療介護連携 加算	前々年度の3月から前年度の2月までの間にターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定	1, 2 5 0 円
小規模事業所加算	当事業所が特別地域に所在せず、1月あたりの実利用者数が20名以下の小規模事業所である場合	上記基本利用料の10%
中山間地域等に 居住する者への サービス提供加算	中山間地域（＝新潟県の場合は全域）において、 <u>通常の事業の実施地域外</u> に居住する利用者へサービス提供した場合	上記基本利用料の5%
介護職員等処遇改善加算	介護職員等の処遇改善に関する計画を作成し、ケアプランデーター連携システムの活用、職員の資質向上、職場環境の改善等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合	所定単位数の2.1%

【減算】以下の要件に該当する場合、上記の基本利用料から減算されます。

減算の種類	減算の要件	減算額
運営基準減算	指定居宅介護支援の業務が適切に行われず、一定の要件に該当した場合	上記基本利用料の50%（2月以上継続の場合100%）
特定事業所 集中減算	居宅サービス計画に位置付けた訪問介護等について特定の事業者への集中率が、正当な理由なく80%を超える場合	2, 0 0 0 円
業務継続計画 未実施減算	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対数サービスの提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること	上記基本利用料の1.0%を減算 *令和7年3月31日までの間減算を適用しない

	当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること	
高齢者虐待防止 措置未実施減算	利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業所（居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を視く）について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること 9 が講じられていない場合には基本報酬を減算する。	上記基本利用料の 1.0%

8. 事故発生時の対応

指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

9. 担当の介護支援専門員

お客様を担当する介護支援専門員は、次のとおりです。ご不明な点やご要望などがありましたら、何でもお申し出ください。

氏 名：_____

連絡先（電話番号）：_____

10. 苦情相談窓口

- （1）当事業所が設置する苦情相談窓口は、次のとおりです。当事業所が提供した指定居宅介護支援に関する苦情だけでなく、当事業所が作成した居宅サービス計画に位置付けたサービスに関する苦情も、遠慮なくお申し出ください。

事業所相談窓口	電話番号 0258-41-5301
	面接場所 当事業所の相談室

- （2）上記に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	長岡市介護保険課	電話番号 0258-39-2245
	新潟県国民健康保険団体連合会	電話番号 025-285-3022
	出雲崎町保険福祉課介護保険課	電話番号 0258-78-2293

1 1. 第三者による評価の実施状況等

当事業所の第三者による評価の実施状況等は次のとおりです。

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	年 月 日
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

1 2. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) 介護支援専門員に贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (2) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員又はサービス事業所の担当者へご連絡ください。
- (3) 病院や診療所に入院する必要がある場合には、「9. 担当の介護支援専門員」に記載の介護支援専門員の氏名及び連絡先を入院先の病院等に伝えていただきますようお願いいたします。

1 3. 虐待防止について

事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実地する等の措置を講ずるよう努めます。

1 4. 感染症や災害の対応力強化

感染症や災害が発生した場合にあっても、サービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、計画に従い必要な処置を講じます。

1 5. ハラスメント対策

- (1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- (2) 利用者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・いやがらせ・誹謗中傷の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

※ 前6か月間に作成されたケアプランに位置付けられた訪問介護、（地域密着通所介護）通所介護、福祉用具貸与ごとの回数のうち、同一の事業者によって提供されたものが占める割合（上位3位まで）についてご希望があれば書面で説明します。

居宅介護支援利用契約書
兼 個人情報にかかる同意書

居宅介護支援を受けるにあたり、居宅介護支援契約書、及び重要事項説明書（契約書別紙）の内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

上記契約を証するため、本書2通を作成し、利用者及び事業者の双方が記名・押印の上、それぞれ1通ずつ保有します。

契約開始日 令和 年 月 日

(利用者) 私は、この契約内容に同意し、居宅介護支援の利用を申し込みます。

また、第11条第3項に定める利用者の個人情報の使用について、同意します。

利 用 者 住 所

氏 名

印

(代理人・家族代表) 私は、利用者本人の契約の意思を確認の上、本人に代わり、
上記署名を行いました。

私は、第11条第3項に定める利用者の家族の個人情報の使用について、
同意します。

住所

氏 名

印

本人との続柄 ()

(事業者) 私は、利用者の申込みを受諾し、この契約書に定める各種サービスを誠実に責任をもって行います。

事業 者 住 所 長岡市与板町与板652番地1

事業者（法人名）社会福祉法人 長岡老人福祉協会

居宅介護支援センター与板

代表者職・氏名 管理者 梶沢 美砂子 印

